



討論とは…

採決の前に、議員が「賛成する理由」や「反対する理由」を述べるものです。

討論を通じて、議員は自らの考えを住民に示し、また他の議員の判断材料ともなります。

議案第58号 城里町犯罪被害者等支援条例の制定について（第4回定例会）

賛成 藤咲 芙美子 議員

条例の追加を提案する。〈目的〉第一条に犯罪被害者等の権利、利益の保護を図ること。〈基本理念〉犯罪被害者等の「心身発達段階」を追加する。〈安全の確保〉第8条町営住宅への入居における特別の配慮を追加し、犯罪被害者等が町営住宅への入居を希望する際の配慮を行う。〈広報及び啓発活動〉第10条に「教育」を追加し、広報・啓発を合わせて教育での必要な施策推進を明文化することを追加提案する。

議案第61号 城里町カスタマーハラスメント防止条例の制定について（第4回定例会）

反対 関 誠一郎 議員

この条例制定について、過日庁舎内で発生したからと思いつきの条例であり拘束力がない曖昧でその場限りの制定である。町の条例の殆どが条例の最後に「その他町長が必要と認める時は条例の変更ができる」というお粗末。こういった条例はパワーハラスメント、セクシャルハラスメント条例を一体化し制定すべきである。特に町長のパワーハラスメントは多数の職員が長期休暇・退職などに追い込まれているのが実情である。最近では道の駅整備室長が心疾患により長期休暇になり県に戻った実態がある。

賛成 藤咲 芙美子 議員

カスタマーハラスメントは行き過ぎた要求の迷惑行為と言われる。制定にあたって、どのようなことがカスハラとするのか確認しておくことが必要だ。クレームの7割は正当なものと言われている。苦情を伝えたらなんでもカスハラ扱いされて聞く耳持たず、必要な要求でも取り合ってもらえないのは困る。働く人の労働環境を守ると同時に町民の正当な願いを軽視されないことも大事だ。対策を早急に考える必要がある。

議案第62号 城里町公の施設における指定管理者の指定について（第4回定例会）

反対 藤咲 芙美子 議員

ホロルの湯のトレーニングマシンの利用料を開発公社の収受とすること、および七会町民センターのホーリーホックからの800万円の「使用料を」開発公社が収受することは、法令違反の疑いがある。七会町民センターでの芝を業者が刈り取っている以上芝は産業廃棄物となる。環境センターで焼却処分できるのは一般廃棄物に限られている。このように法令に抵触する形で開発公社優遇の町政執行がやられている。これは公平性に欠けると言わざるを得ない。したがって同意できない。

反対 猿田 正純 議員

指定管理者制度とは、公の施設の管理・運営を民間業者に委託し、ノウハウを生かし、行政のコスト削減や効率的な運営を依頼する事だ。前回は公募期間を短くし、今回は七会町民センターの芝の管理を「Jリーグ仕様の芝の管理を3年継続している事」と明記し、他企業を排除し開発公社が単独で独占にしている。そして今回の公募もしかり。町長は委員会を開催しても、自分の意に沿わなければ自分の考えを押し通す。こんな委員会など必要なのか。委員には報酬も支払われている。指定管理者制度の在り方に合致しない手法と委員会の在り方の見直しを提言して反対討論とする。